

やむを得ず、解雇した従業員のその後は？

“労働移動支援助成金”のご紹介



事業規模を縮小することにより、やむを得ず従業員を解雇せざるを得ない。そんなケースが最近多く見受けられます。それまで会社のために汗を流してくれた従業員のクビを切るとするのは、本人はもちろんのこと会社にとっても非常に辛いことですよね。

「会社経営のため解雇せざるを得ないけど何とか従業員のその後の道筋だけでも立ててあげたい」とお考えの経営者様も多いのではないのでしょうか？

「**労働移動支援助成金**」は、そういった考えをお持ちの会社経営者様の支援を行うための助成金となります。なお、定年等により退職となった従業員への支援を行った場合も当助成金の支給要件に該当致します。助成金は大きく分けて2種類ございますので、以下ご確認下さい。

1. 「求職活動等支援給付金」

◎内容・支給要件

I.内容

再就職援助計画（※1）または求職活動支援基本計画書（※2）の基づき、対象者に、年次有給休暇とは別に求職活動のための休暇を付与した場合、その休暇に対し支払った賃金の一部を助成する

※1…離職者の再就職支援に関する計画書

※2…解雇等で離職する45歳以上65歳未満の従業員または定年等で離職する60歳以上65歳未満の従業員で再就職を希望する人に対して会社が講じる内容を記載した書面

II.支給要件

- ① 再就職援助計画または求職活動支援基本計画書を作成し、労働局またはハローワークに提出していること
- ② ①の計画について労働組合または従業員の過半数代表者の同意を受けていること
- ② 計画の対象者に年次有給休暇とは別に求職活動のための休暇を付与し、賃金の支払いもおこなっていること
- ④ 計画の対象者が雇用保険被保険者であること

◎支給金額

求職活動のための休暇1日あたり **7,000円**（大企業の場合は4,000円）

※ 休暇を付与した日に通常の賃金以上の金額を支払っている必要があります。

※ 休暇付与人数×30日分が限度となります。

2. 「再就職支援給付金」



◎内容・支給要件

I.内容

再就職援助計画または求職活動支援基本計画書に基づき、対象者の再就職支援を、民間の職業紹介事業者に委託し、離職から2ヶ月以内（45歳以上の場合は5ヶ月）に再就職が実現した場合に、委託費用の一部を助成する

II.支給要件

- ① 再就職援助計画または求職活動支援基本計画書に、対象者の再就職に係る支援を委託する旨を記載すること
- ② 職業紹介事業者に再就職の支援を委託し、そのための費用を会社が負担すること
- ③ 計画の対象者が雇用保険被保険者であること

◎支給金額

民間職業紹介事業者へ委託した場合の**委託費用の 1/2**

※ 上限額は1人あたり40万円までとなります。

◎申請について（1・2共に共通）

・起算日

1. 「求職活動等支援給付金」 ⇒ 休暇を付与した対象者が離職した日の翌月
2. 「再就職支援給付金」 ⇒ 対象者の再就職が実現した日の翌日

※ 起算日から2ヶ月以内に申請を行う必要があります。

※ 複数の対象者についてまとめて申請する場合は、それぞれ最後の対象者の起算日から2ヶ月以内となります。

上記以外にも支給要件がございますので、ご興味ご関心がございましたら、是非ご連絡下さい。

（平成23年11月現在）